



みやがわ のりみつ 議員
宮川 徳光

住環境整備

所有者不明住宅の撤去は 対応法令整備へ指針まち

問 老朽化住宅の撤去について、今年度の実施状況と今後の取組みは。
また、所有者不明の老朽化住宅の撤去についての考え方は。

答 金子 まちづくり課長

対象となる老朽住宅は、1年以上空き家で、抵当権、賃借権が設定されていないなど、一定の条件がある。補助金額は除去工事費の10分の8で、上限額が100万円。

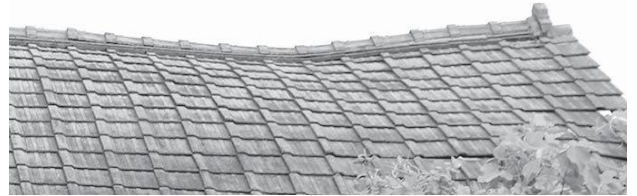
本年度の申請は21件あり、職員が老朽度などで評点付けをし、交付を決定している。なお、予算は上限額の10戸分、1千万円を計上している。

平成24年度からの当事業は、年々申し込みが増加しており、来年度も今年度同様かそれ以上の予算を検討したい。

答 大西 町長

所有者が不明の場合、町が個人の資産にどこまで踏み込めるか明確な答弁ができる段階ではない。

これまで、この問題を語るときには、所有者の権利の擁護に重きを置かれていたが、今回の枠組みでは、その所有者不明であるがゆえのさまざまな支障への対応するため、



老朽化し、たわんだ空家の屋根

その土地利用の観点になりウエートをおいた協議もいただいている。

これには国もロードマップを示しており、所有者不明土地問題の枠組みが出てきた結果で特措法ができて、それに関連法案が続いていくが、それでゴールではないとしている。
これらにより、指針などが法令的に示されたら、町も所有者不明の土地についての線引きができることとなる。



地籍調査で打たれた境界杭。小さいながらも大きな意味を持って立っている

地籍調査

認証遅延の解消へ 対策は 1名増員し6名体制で

問 地籍調査については、平成22年度より現地調査を実施した地域の大部分が認証遅延となっており、この解消が大きな課題とのことだった。

この認証遅延の原因と問題点、及び対策は。

答 宮川 総務課長

地籍調査は、大方地区では平成16年度から事業を開始し、各地域で現地調査を進めて来た。

しかし、近年、津波浸水予想区域を中心に被災後の復興や、まちづくり計

画の基礎資料に資する目的で、現地調査の推進を優先して取り組んできたことで、並行する地権者の同意を得る作業に多大な時間が必要となり遅れが生じた。このため、平成22年度の現地調査からの認証作業が未完了で認証遅延の状態となり、事業効果が発揮できていない状況となっている。

対策として、今年度は、1名増員をし、6名体制として現地調査の推進と認証遅延の解消に向けて取り組みを強化している。